

# 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査

## 1. 一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分(税込価格)

### ① 一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	性能向上認定(35条認定)に係る技術的審査料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※1	変更技術的審査料金		
当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合			当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※1	
200㎡以下	41,800円	19,800円	新規料金を適用	19,800円	5,500円
200㎡超	50,600円	24,200円	新規料金を適用	24,200円	5,500円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

- (a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
- (b) 当社に対し、設計住宅性能評価申請を提出するもの(ただし、技術的審査に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)。
- (c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

### ② 共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	性能向上認定(35条認定)に係る技術的審査料金(税込)				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※2	変更技術的審査料金		
当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合			当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※2	
200㎡以下	Mt × 41,800円	Mt × 19,800円	新規料金を適用	Mc × 19,800円	Mc × 5,500円
200㎡超	Mt × 50,600円	Mt × 24,200円	新規料金を適用	Mc × 24,200円	Mc × 5,500円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数(共用部分は1住戸とみなして計算します)

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。

# 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査料金

## 2.住宅以外の建築物、又は複合建築物の住宅以外の部分（税込価格）

評価対象 延べ面積	性能向上計画認定(35条認定)技術的審査料金(税込)						
	ホテル等・病院等・集会所等およびこれらを含む複合建築物		用途の区分が左記以外の場合		変更又は改修等を行った後の評価料金		
	モデル建物法以外の計算方法によるもの	モデル建物法によるもの	モデル建物法以外の計算方法によるもの	モデル建物法によるもの	当社以外で、直前の評価を行った場合	モデル建物法以外の計算方法によるもの	モデル建物法によるもの
300㎡以下	154,000円	88,000円	110,000円	55,000円	新規料金を適用	77,000円 (11,000円※1)	44,000円 (11,000円※1)
300㎡超 2,000㎡以下	264,000円	143,000円	165,000円	88,000円	新規料金を適用	132,000円 (11,000円※1)	66,000円 (11,000円※1)
2,000㎡超 5,000㎡以下	352,000円	187,000円	209,000円	110,000円	新規料金を適用	176,000円 (11,000円※1)	88,000円 (11,000円※1)
5,000㎡超 20,000㎡以下	418,000円	220,000円	264,000円	154,000円 (110,000円※2)	新規料金を適用	209,000円 (11,000円※1)	110,000円 (11,000円※1) (88,000円※2)
20,000㎡超 50,000㎡以下	583,000円	330,000円	374,000円	209,000円 (110,000円※2)	新規料金を適用	286,000円 (11,000円※1)	165,000円 (11,000円※1) (88,000円※2)
50,000㎡超	803,000円	440,000円	539,000円	264,000円 (110,000円※2)	新規料金を適用	396,000円 (11,000円※1)	220,000円 (11,000円※1) (88,000円※2)

※1 審査を伴わない場合です。

※2 主要用途が工場等の場合はカッコ内の料金とします。